

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
役員及び評議員に対する報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長及び常務理事の職にある者については、報酬を支給する。ただし、定款第40条各項に定める職員として、給与等が支給される場合には、役員としての報酬を支給しない。
- (2) 監事の職にある者のうち、理事・監事・会計監査人選任規程第5条第1項第3号に規定する財務管理について識見を有する者については、報酬を支給する。
- (3) 前各号に掲げる職以外の者については、無報酬とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に掲げる範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 通勤手当については、事務局等職員給与規程第22条（以下「給与規程」という。）の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月16日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第3条第2項の規定に準じた日とする。

2 前項の規定に関わらず、第3条第1項第2号に掲げる者への報酬等の支給は、原則として毎月1日から15日までに発生した債務をまとめて当月末日に行い、毎月

- 1 6日から末日までに発生した債務をまとめて翌月15日に行う。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

- 第7条 新たに会長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 会長及び常務理事が退任した場合は退任日まで、解任された場合は前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げ支給する。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月23日開催の定時評議員会終結の時から施行する。
- 2 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会常勤役員の給与に関する規程(昭和56年12月1日施行)は平成29年6月23日開催の定時評議員会終結の時をもって廃止する。

- 3 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会評議員報酬等支給基準(平成29年4月1日施行)は平成29年6月23日開催の定時評議員会終結の時をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月26日開催の定時評議員会終結の時から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

区分	勤務形態	報酬の額
会長(常勤)	原則週5日	月額800,000円
常務理事(常勤)	原則週5日	月額700,000円
財務管理について 識見を有する監事 (非常勤)	—	監事としての職務に従事 した日 日額10,000円